

青森県教職員財産形成貯蓄事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号。以下「法」という。）に基づき、青森県教職員の財産形成貯蓄等に関する事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する職に属する職員で青森県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）を任命権者とする者をいう。ただし、同法第3条第3項に規定する職に属する職員（青森県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）を除く）、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第1項に規定する臨時的任用職員、同法第26条の6第7項に規定する任期付及び臨時的任用の職員、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職に再任用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項に規定する育児休業に伴う任期付及び臨時的任用の職員、同法第18条第1項に規定する育児短時間勤務に伴う短時間勤務の職の職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条に規定する任期付任用の職員及び女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項に規定する臨時的任用の職員を除く。

(2) 財形貯蓄契約

法第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約（以下「一般貯蓄契約」という。）、第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約（以下「年金貯蓄契約」という。）及び第4項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「住宅貯蓄契約」という。）をいう。

(3) 取扱金融機関

法に定める金融機関等で、県教育委員会と財産形成貯蓄等の事務取扱に関する覚書を取り交したものをいう。

(4) 業態別幹事

生命保険会社等それぞれの業態の中から選定された代表取扱金融機関で、県

教育委員会と業態別幹事の事務取扱に関する覚書を取り交したものをいう。

(5) 総括幹事

取扱金融機関、業態別幹事を取りまとめ、県教育委員会との連絡調整を行う取扱金融機関をいう。

(6) 財形主管課（長）

青森県教育庁職員福利課（長）をいう。

(7) 給料等

給料並びに6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当をいう。

(読み替え)

第3条 法第6条に規定する生命保険契約等については、この要領中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

預 金 等	生命保険料等
預 入 等	払 込 み
残 高	累 計 額

(事務の総括)

第4条 財形主管課長は、教職員の財産形成貯蓄等の取扱に関する事務を総括する。

2 財形主管課長及び所属長は、法の趣旨に沿ってこの制度の普及推進に努めるとともに、教職員が行う財産形成貯蓄等につき、指導及び協力するものとする。

(総括幹事等の選定等)

第5条 取扱金融機関、業態別幹事及び総括幹事の選定は、県教育長が行う。

2 県教育委員会は、財産形成貯蓄等に関する事務取扱を円滑に推進するため、総括幹事との間で協定書を取り交わし、取扱金融機関、業態別幹事及び総括幹事との間の基本的遵守事項を定めるものとする。

3 県教育委員会は、第1項で選定した取扱金融機関が故意又は重大な過失によりこの要領、覚書及び協定書に違反したと認められるときは、一定の条件を付して、その取り扱う事務の全部又は一部を停止することができる。

(財形貯蓄契約の申込等)

第6条 財形貯蓄契約をしようとする教職員は、毎年5月22日から5月31日までに財産形成貯蓄控除預入等依頼書（以下「依頼書」という。）を所属長に提出するものとする。

2 所属長は、教職員から依頼書が提出されたときは、記載事項を確認点検し押印の上、6月6日までに財形主管課長へ提出するものとする。

3 財形主管課長は、所属長から依頼書が提出されたときは、その内容を審査の上、取扱金融機関へ送付するものとする。

4 第1項により提出された依頼書に基づく預入等は7月からとする。

(新たに教職員となった者の特例)

第7条 新たに教職員となった者が、前の勤務所において財形貯蓄契約を締結している場合は、前条の規定にかかわらず、同条第1項に掲げる依頼書を控除、預入等を行う月の前月6日までに、所属長を経由して、財形主管課長に提出することができるものとする。

2 財形主管課長は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査の上、取扱金融機関へ送付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、青森県職員財産形成貯蓄事務取扱要領（昭和63年4月1日施行）により財形貯蓄契約を締結していた者が新たに教職員となった場合、当該財形貯蓄契約は、前条の規定により締結したものとみなす。

(預入等の金額)

第8条 給料等から預入等のできる金額は、1,000円以上で、1,000円の整数倍の額とする。

(加入契約数)

第9条 教職員1人当りの締結できる財形貯蓄契約は、一般貯蓄契約、年金貯蓄契約、住宅貯蓄契約それぞれ1を限度とする。

(契約の証)

第10条 取扱金融機関は、財形貯蓄契約が成立したときは、契約者に契約の証を送付するものとする。

(預入等の方法)

第11条 県教育委員会は、給料等の支給日に財形貯蓄契約を締結した教職員（以下「契約者」という。）の給料等から控除した預入等の金額を、総括幹事に払い込むものとする。

2 総括幹事は、前項の規定により払込があったときは、必要に応じ業態別幹事を経由して、取扱金融機関に払い込むものとする。

(預入等の中断及び再開)

第12条 財形貯蓄契約に基づく預入等の中断は、次の各号のいずれかに該当するときに限り行うことができるものとする。ただし、年金貯蓄契約及び住宅貯蓄契約の中断の期間は2年を超えないものとする。

(1) 給料等が減額され、又は支給が停止されたとき。

(2) 災害等により臨時の支出が著しく増加したため預入等が困難となったとき。

(3) 所属長がやむを得ないと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、転勤により海外に1年以上居住する契約者は、中断の期間が2年を超えるときも、年金貯蓄契約及び住宅貯蓄契約に基づく預入等を中断することができるものとする。ただし、中断の期間は、7年を超えないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、育児休業等を取得する契約者は、中断の期間が2年を超えるときも、年金貯蓄契約及び住宅貯蓄契約に基づく預入等を中断することができるものとする。ただし、中断の期間は、当該育児休業等終了日後の最も近い給料支給日の前日までとする。

4 前3項の規定により中断しようとする契約者は、所定の変更届を、所属長を経由して中断しようとする月の前月6日までに財形主管課長へ提出するものとする。

5 第1項から第3項の規定により中断している預入等を再開しようとする契約者は、所定の変更届を、所属長を経由して再開しようとする月の前月6日までに財形主管課長へ提出するものとする。

(預入等の金額等の変更)

第13条 次の各号の変更は、毎年7月に支給する給料から行うことができるものとする。

(1) 預入等の金額

(2) 預入等の期間

(3) 非課税申告最高限度額

(4) 受取指定口座

(5) 年金受取開始日及び年金受取期間

2 前項の規定により変更しようとする契約者は、所定の変更届を毎年5月22日から5月31日までに所属長へ提出するものとする。

3 所属長は前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、押印の上、6月6日までに財形主管課長へ提出するものとする。

4 第1項(2)の預入等の期間、(4)受取指定口座及び(5)年金受取開始日及び年金受取期間については、やむを得ない理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、所定の変更届を当該月の前月6日までに、所属長を経由して、財形主管課長に提出することができるものとする。

- 5 第1項(3)の非課税申告最高限度額については、契約者が預金等残高の通知により前もって限度超過を了知した場合、同項の規定にかかわらず、所定の変更届を当該月の前月6日までに、所属長を経由して、財形主管課長に提出することができるものとする。

(住所等の変更)

第14条 次の各号のいずれかを変更しようとする契約者は、所定の変更届を所属長を経由して毎月15日までに取扱金融機関へ提出するものとする。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 届出印鑑
- (4) その他必要な事項

(解約)

第15条 解約しようとする契約者は、所定の請求書及び契約の証を所属長を経由して毎月15日までに取扱金融機関へ提出するものとする。

- 2 取扱金融機関は、解約による元利金を請求月の末日までに契約者の指定する本人名義の預金口座へ振り込むとともに、払出しに係る計算書を加入契約者に直接送付するものとする。

(払出し等)

第16条 一般貯蓄契約による預金等は、原則として当該預入等が行われた日から1年以内の払出しはできないものとするが、やむを得ない場合はその全部又は一部を払出すことができる。

- 2 年金貯蓄契約による預金等は、年金の支払以外は払出すことができない。
- 3 住宅貯蓄契約による預金等は、持家としての住宅取得又は持家である住宅の増改築等に充てるためのほか払出すことができない。
- 4 第2項、第3項の規定にかかわらず、次の各号に該当する理由による場合は、非課税で払出すことができる。

- (1) 契約者または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合
- (2) 契約者または生計を一にする親族に対して支払った医療費の年間合計額が二百万円を超えた場合
- (3) 契約者が所得税法上の一定の寡婦または寡夫に該当することとなった場合
- (4) 契約者が所得税法上の特別障害者に該当することとなった場合
- (5) 契約者が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することと

なった場合

- 5 払出しを希望する契約者は、所定の請求書を所属長を經由して取扱金融機関へ提出するものとする。なお、住宅貯蓄契約による預金等の払出しについては、当該事実を証する証明書類を添付するものとする。
- 6 一般貯蓄契約による預金等の払出しについては、県教育委員会と取扱金融機関が別に取扱を定める場合において、前項に掲げる書類の提出を省略できるものとする。
- 7 取扱金融機関は、当該請求書を受領後3営業日以内に契約者の指定する本人名義の預金口座へその金銭を振り込むとともに、払出しに係る計算書を契約者に直接送付するものとする。

(残高の通知)

第17条 取扱金融機関は毎年6月末日及び12月末日現在の財形貯蓄契約による預金等の残高を、それぞれ翌月末日までに契約者へ通知するものとする。

(異動に伴う書類の送付)

第18条 所属長は、契約者が異動したときは、当該契約者に係る次の各号に掲げる書類を新たに属することとなった所属の長に直ちに送付するものとする。

- (1) 財産形成貯蓄控除預入等依頼書
- (2) 財産形成貯蓄変更届 (A)
- (3) 財産形成貯蓄変更届 (B)
- (4) 財産形成貯蓄払戻請求書

(契約の勧誘)

第19条 財形貯蓄契約の勧誘に係る取扱金融機関の所属所への立入りは認めないものとする。ただし、所属長又は教職員が、取扱金融機関に対し、執務及び学校管理運営に支障を及ぼさない範囲で、金融商品並びに依頼書等の記入に係る説明を要請した場合はこの限りでない。

- 2 取扱金融機関は、要請に応じて所属所に立入るときは、所属長の了解を得るとともに、その指示に従わなければならない。
- 3 前項の立入期間並びに金融商品説明資料送付等の期間は、第6条第1項に定める期間とする。

(書類の様式)

第20条 財形貯蓄契約に使用する所定の書類の様式は、財形主管課長が別に定めるものとする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、県教育長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成元年8月11日から施行する。
- 2 この要領の施行日から平成2年1月19日までの間は、第6条第1項中「毎年5月22日から5月31日まで」とあるのは「平成元年10月2日から平成元年10月11日まで」とし、同条第2項中「6月6日」とあるのは「平成元年10月18日」とし、同条第5項中「7月」とあるのは「平成2年1月」とする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月13日から施行する。